

1 健康政策

【健康政策課】

1 ふなばし健やかプラン 21

「ふなばし健やかプラン 21」は、健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」で、市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むため、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画である。平成 17 年に「QOL（生活の質）の向上」を基本理念とする第 1 次計画（基本構想：平成 17 年度～平成 26 年度）を、平成 27 年に「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念とする第 2 次計画「ふなばし健やかプラン 21（第 2 次）」（基本計画：平成 27 年度～令和 6 年度）を策定した。

第 2 次計画は、計画の基本理念や大目標の「健康寿命の延伸、主観的健康感の向上、生活満足度の向上」などの基本的な方向を示した「基本計画」と、基本計画を実現するためにテーマごとの方向性を示した「分野別計画（前期・後期）」からなり、食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」を包含する。

令和元年度に中間評価を行い、令和 2 年に生活習慣の改善に重要な「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」の 5 つの分野からなる「ふなばし健やかプラン 21（第 2 次）後期分野別計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定した。

なお、第 3 次計画については、健康増進と自殺対策を総合的かつ効果的に取り組むため、「船橋市自殺対策計画」と統合して一体的に最終評価及び策定をするとともに、ふなばし健やかプラン 21 推進評価委員会、船橋市自殺対策連絡会議及び船橋市地域・職域連携推進協議会を統合して令和 6 年度に新たに「ふなばし健やかプラン 21 推進協議会」（地域・職域連携推進協議会を含む）を設置する。

2 船橋市自殺対策計画

本市の自殺対策は、平成 22 年から「船橋市自殺対策連絡会議」を設置し、自殺の実態把握や関係機関の活動情報交換と相互連携等、自殺対策の総合的な推進を図ってきたが、さらなる対策強化のため、平成 31 年に自殺対策基本法第 13 条に基づく「船橋市自殺対策計画」（平成 31 年度～令和 5 年度）を策定、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。

なお、次期計画については、「ふなばし健やかプラン 21」と一体的に最終評価及び策定するため、計画終期を 1 年間延長し、令和 6 年度から自殺対策連絡会議を含む 3 つの会議を統合して設置する「ふなばし健やかプラン 21 推進協議会」において策定・推進・評価を行う。

2 リハビリテーション病院

【健康政策課】

本市では、全国に先駆けドクターカーを導入するなど、救急医療体制は整備され、その中核を担う医療センターでも、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷など重篤救急患者の救命に積極的に取り組んでいることから、急性期医療は充実していたが、早期に急性期病院から転院を受け入れて集中的なリハビリテーションを実施することで寝たきりを防止し、より自立度の高い状態での自宅退院を目指す回復期リハビリテーションを行う病院が不足してい

健康部

た。このため、医療センター等急性期病院と連携するリハビリテーション病院を平成 20 年 4 月 1 日に設置した。

1 施設の概要

- 建設場所：船橋市夏見台 4 丁目 26 番 1 号
- 敷地面積：17,383.97 m²
- 延床面積：14,158.09 m²
- 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上階 4 階建て
- 病床数：200 床（4 床室×38、3 床室×2、2 床室×4、1 床室×34）
（年度毎のオープン床数：平成 20 年度 68 床、平成 21 年度 136 床、平成 22 年度～200 床）
※令和 3 年度～5 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、20 床を休床し、180 床で運営
- 駐車場：113 台

2 病院運営

- 指定管理者 医療法人社団 輝生会

3 診療

- 入院診療、外来診療、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護、通所リハビリテーション

4 診療受付時間及び休診日

- 診療受付時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 休診日 日曜日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

3 保健衛生

【健康政策課】

1 上水道配水管布設費助成金

市民の飲料水確保及び公衆衛生の向上のため、飲用井戸水から有害化学物質が検出され、上水道に切り替えようとする市民及び井戸水を上水道に切り替えようとする 10 世帯以上の市民からなる組合に対し、千葉県又は習志野市が所管する上水道布設（敷地内への引込みを除く）に係る工事負担金の一部を助成している。
※平成 22 年度（1 件、600,000 円）を最後に申請なし。

2 夜間休日急病診療事業

昭和 48 年頃社会問題化していた「夜間無医村」の状況を改善するため、昭和 48 年 12 月 1 日に医師会の協力を得て、県下に先駆けて旧中央保健センター内に、夜間の急病患者のための診療所を設置した。平成 15 年 4 月 1 日からは、小児科医による小児初期診療を土曜、日曜、祝休日、年末年始の午後 6 時から午後 9 時の間で開始し、平成 18 年 4 月 1 日からは、水曜、木曜日の午後 8 時から午後 11 時の間、12 月 1 日からは、月曜、火曜、金曜日にも拡大し、365 日の小児初期診療を実施した。さらに、平成 17 年 4 月 1 日から小児初期診療の時間帯に配置していた薬剤師を平成 18 年 4 月 1 日からは毎日小児患者の多い時間帯に配置した。

また、平成 20 年 6 月 29 日より、日曜・年末年始の小児科昼間の休日診療を実施し、名称を「夜間休日急病

診療所」に変更した。さらに、平成 27 年 10 月 1 日に保健福祉センターへ移転したことに伴い、小児科昼間の診療を祝休日においても実施することで、休日の小児科当番医を定点化した。

なお、平成 23 年 10 月 1 日より、開設及び管理運営の見直しを図り、これまで管理運営していた船橋市医師会から船橋市医療公社へ移行し、平成 24 年 4 月 1 日からは市が開設者となり、指定管理者として管理運営は船橋市医療公社が行っている。

○診療日・診療時間

内科・小児科・外科

小児科の担当医による診療

毎日 (祝休日・年末年始含む) 午後 9 時～翌日午前 6 時	[夜間]土曜、日曜、祝休日、年末年始 午後 6 時～午後 9 時 平日 (月曜～金曜) 午後 8 時～午後 11 時	[昼間]日曜、祝休日、年末年始 午前 9 時～午後 5 時
---------------------------------------	---	----------------------------------

○管理者 公益財団法人船橋市医療公社所属の医師

区分 年度	事業日数	来所患者数	地域別			待機病院へ の搬送	従事医師数	待機病院数
			本市	鎌ヶ谷市	その他			
令和元	366	13,025	12,001	398	626	384	1,639	414
令和 2	365	2,288	2,137	84	67	98	997	412
令和 3	365	3,138	2,928	105	105	132	875	413
令和 4	365	3,615	3,319	143	153	141	1,238	412
令和 5	366	7,921	7,291	258	372	173	1,630	414

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで深夜帯（午前 0 時～6 時）及び外科の診療を休診

3 休日診療事業

休日の急病患者（初期診療）に対応するため、昭和 35 年 7 月 1 日から、医師会の協力のもと、内科、外科などの医療機関が輪番で診療する休日当番医制度を実施している。（小児科の診療については、平成 27 年 10 月 1 日より、夜間休日急病診療所で実施）また、休日当番医の案内については、平成 23 年 6 月 1 日より、ふなばし健康ダイヤル 24（電話 0120-2784-37）で行っている。

○診療日 休日（日曜、祝休日、年末年始）

○診療時間 午前 9 時～午後 5 時

区分 年度	事業日数	当番病院数	医療機関電話案内件数
令和元	76	198	7,027
令和 2	72	188	6,103
令和 3	72	188	4,763
令和 4	72	190	6,454
令和 5	73	192	9,376

4 二次救急診療事業

初期診療で対応できない重症患者に対応するため、平成 7 年 4 月 1 日から医療機関が輪番制により 24 時間体制で二次救急診療（内科・外科）事業を実施している。

健康部

また、医療機関と夜間休日急病診療所との診療時間の“空白”をなくすため、午後 5 時から午後 9 時及び午前 6 時から午前 9 時の間、軽症患者についても当番医療機関で診療を行っている。なお、当日の当番医療機関の案内については、平成 23 年 6 月 1 日より、ふなばし健康ダイヤル 24（電話 0120-2784-37）で行っている。また、平成 13 年 4 月 1 日からは、専門的な治療が必要な小児救急患者を医療機関が輪番制で受け入れる小児二次救急診療事業も実施している。

5 歯科診療事業

(1) かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応するために、昭和 52 年 12 月 18 日、船橋歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした歯科診療所を設置した。

平成 27 年 10 月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行っている。また名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改め、従来の休日急患診療に加え、障害児（者）および要介護高齢者への歯科診療を開始し、さらに口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科診療の推進を図ることを目的として要介護高齢者への訪問歯科診療も実施している。

平成 29 年 4 月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、特殊歯科診療の診療日について、月曜、火曜を追加し、障害児（者）の診療を週 6 日、要介護高齢者の診療日を週 5 日に拡大した。また、令和 3 年 4 月より、要介護高齢者の診療日を週 6 日に拡大した。

○管理者 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

○診療日・診療時間

診療内容	診療日・診療時間	
障害児（者）・ 要介護高齢者	月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時 ※訪問診療・摂食嚥下機能訓練も実施 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29～1/4 を除く	木曜日 午前 9 時～午後 1 時 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29～1/4 を除く
急患歯科診療	日曜日・祝休日・年末年始（12/29～1/3） 午前 9 時～正午	

①障害児（者）診療状況

区分 年度	診療 日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数 (件)
		新規	継続	計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療中	
令和元	282	57	230	287	0	0	0	4	0	283	985 (189)
令和 2	286	57	283	340	1	0	0	1	1	337	972 (171)
令和 3	287	49	337	386	1	0	0	2	0	383	1,121 (192)
令和 4	288	60	383	443	14	0	0	1	0	428	1,003 (195)
令和 5	288	38	428	466	0	0	0	0	0	466	952 (190)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

②要介護高齢者診療状況

区分 年度	診療 日数 (日)	患者数 (人)			患者内訳 (人)						診療件数 (件)	
		新規	継続	計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療中	固定	訪問
令和元	233	86	190	276	5	1	1	0	0	269	368 (50)	1,118 (86)
令和2	239	46	269	315	4	0	0	0	0	311	307 (31)	1,015 (64)
令和3	287	59	311	370	12	2	0	1	0	355	414 (14)	1,048 (58)
令和4	288	62	355	417	6	0	1	1	0	409	338 (1)	1,043 (56)
令和5	288	62	409	471	8	0	1	0	0	462	310 (1)	1,082 (155)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

③休日急患歯科診療

区分 年度	事業日数 (日)	来所患者数 (人)	地域別		
			本市 (人)	鎌ヶ谷市 (人)	その他 (人)
令和元	76	330	295	6	29
令和2	72	200	181	6	13
令和3	72	237	221	5	11
令和4	72	208	177	12	19
令和5	73	234	205	10	19

(2) さざんか特殊歯科診療所

一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）及び要介護高齢者の歯科診療のため船橋歯科医師会、船橋市医師会の協力により平成6年5月に北部福祉会館内に、さざんか歯科診療所を設置した。

平成27年10月より指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行っている。また、名称を「さざんか特殊歯科診療所」に改めた。

令和3年4月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、診療日について月曜・水曜・金曜を追加して週6日とし、診療時間について日曜日以外の診療日は午後4時30分まで拡大した。

○管理者 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

○診療日・診療時間

診療内容	診療日・診療時間	
障害児（者）・ 要介護高齢者	月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時30分 ※訪問診療も実施 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29 ～1/4を除く	日曜日 午前9時～正午 ※摂食嚥下機能訓練を第1・第3日曜日に実施 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29 ～1/4を除く

健康部

①障害児（者）

区分 年度	診療日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）
		新規	継続	計	終了	中断	診療中止	病院紹介	取消	治療中	
令和元	144	622	229	851	603	0	0	8	0	240	958 (94)
令和2	137	578	240	818	556	0	0	8	0	254	820 (73)
令和3	287	792	254	1,046	731	0	4	7	0	304	1,262 (94)
令和4	288	917	304	1,221	856	0	2	10	0	353	1,375 (110)
令和5	288	1,068	353	1,421	986	0	0	2	0	433	1,582 (106)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

②要介護高齢者

区分 年度	診療日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）	
		新規	継続	計	終了	中断	診療中止	病院紹介	取消	治療中	固定	訪問
令和元	75	51	135	186	41	0	1	5	0	139	242 (75)	26 (12)
令和2	73	43	139	182	37	0	1	2	0	142	191 (55)	26 (4)
令和3	287	71	142	213	55	1	0	1	0	156	260 (48)	60 (7)
令和4	288	180	156	336	74	0	0	5	0	257	342 (45)	420 (10)
令和5	288	216	257	473	104	1	1	4	0	363	316 (42)	517 (8)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

※訪問の摂食嚥下機能訓練は、平成27年4月より開始

6 献血推進事業

輸血用血液の需要に対処するため、船橋市献血推進協議会では千葉県赤十字血液センターに協力し街頭における普及啓発活動をはじめ、各団体、企業等に対する献血への呼びかけをととして血液量の確保に努めている。

区分 年度	献血者数（人）	内訳（人）		
		200ml	400ml	成分献血
令和元	52,905(50,240)	864(625)	26,204(23,778)	25,837(25,837)
令和2	55,942(53,465)	979(783)	26,962(24,681)	28,001(28,001)
令和3	58,267(56,488)	871(774)	26,885(25,203)	30,511(30,511)
令和4	57,617(55,484)	1,033(873)	27,036(25,063)	29,548(29,548)
令和5	60,070(57,768)	1,021(807)	28,687(26,599)	30,362(30,362)

※（ ）内の数値は、献血者数のうち献血ルームの実績値。

7 健康医療電話相談事業

平成 23 年 6 月 1 日から、市民からの電話による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談に、看護師等が 24 時間年中無休で応じるとともに、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な診療所の案内をする「ふなばし健康ダイヤル 24」を行っている。

区分 年度	相談件数	相談内容内訳										
		健診・ドック	健康保持・増進	気になる身体 の症状	家庭看護	治療	母子保健	育児	メンタルヘルス・ ストレス	紹介・手配	医療機関案内 夜間・休日の	その他
令和元	87,490	341	398	37,113	4,625	17,393	40	3,473	16,891	40	7,027	149
令和 2	78,074	353	504	34,849	4,609	14,306	35	2,299	14,793	49	6,103	174
令和 3	59,270	223	237	25,853	2,813	10,097	15	1,991	13,133	22	4,763	123
令和 4	72,876	242	279	35,345	2,509	12,296	17	1,704	13,858	34	6,454	138
令和 5	93,052	237	303	47,395	3,164	16,603	28	2,188	13,590	43	9,376	125

※平成 23 年 6 月 1 日より事業開始

4 国民健康保険

【国保年金課】

1 沿革

本市の国民健康保険は、昭和 29 年 4 月 1 日に豊富地区での実施に始まり、昭和 35 年 4 月 1 日からは、市内全域に拡大するとともに助産費並びに葬祭費の支給制度を創設した。その後、給付割合の引き上げや高額療養費の支給並びに高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金を設けるなど、地域医療保険として住民福祉に大きな役割を果たしている。

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度からは都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等の国保運営について中心的な役割を果たし、市は今まで通り、資格管理、保険給付の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等を行うこととなった。

2 被保険者

年度	加入者				年度末の加入率（％）	
	被保険者（人）		世帯数（世帯）		被保険者	加入世帯
	年間平均	年度末	年間平均	年度末		
令和元	123,562	120,568	83,794	82,304	18.7	26.8
令和 2	120,141	118,409	82,363	81,685	18.3	26.3
令和 3	117,115	113,676	81,157	79,316	17.6	25.3
令和 4	111,621	107,281	78,322	75,827	16.6	23.9
令和 5	105,816	102,670	75,264	73,687	15.8	22.9

3 財政の状況

(単位：円)

区分	国民健康保険事業 特別会計決算額	一般会計からの 繰入額	被保険者 1 人当たり
令和元年度決算額	51,678,028,459	2,847,430,061	418,236
令和 2 年度決算額	49,291,321,047	2,398,993,317	410,279
令和 3 年度決算額	50,812,292,238	2,948,591,012	433,867
令和 4 年度決算額	49,827,647,726	2,237,169,905	446,400
令和 5 年度決算額	50,044,936,366	3,541,696,642	472,943

※被保険者 1 人当たりは、国民健康保険事業特別会計決算額を年間平均の被保険者数で除したもの。また、一般会計からの繰入額は保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金を除く。

4 保険料

(1) 保険料率の推移

区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
令和元年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	24,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 2 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	27,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 3 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	27,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 4 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	32,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 5 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	32,360 円	8,590 円	9,610 円

(2) 1 世帯当たり・1 人当たりの保険料

(単位：円)

区分 \ 年度		令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
医療分	1 世帯当たりの保険料	91,237	93,721	92,454	99,604	96,418
	1 人当たりの保険料	61,872	64,251	64,067	69,890	68,579
後期高齢者 支援金分	1 世帯当たりの保険料	34,614	34,315	33,834	34,617	33,975
	1 人当たりの保険料	23,474	23,525	23,446	24,290	24,165
介護分	1 人当たりの保険料	17,748	17,573	17,514	18,163	17,658

※1 世帯当たり及び 1 人当たりの保険料は、現年度調定額を年間平均の世帯数及び被保険者数で除したもの

(3) 保険料賦課限度額

(単位：万円)

区分 \ 年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
医療分	61	63	63	65	65
後期高齢者支援分	19	19	19	20	22
介護分	16	17	17	17	17

5 保険給付の状況

○給付内容

一般・退職被保険者等 7 割、義務教育就学前の者 8 割、70 歳以上の者 7 割又は 8 割

○給付状況

区分 \ 年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
療養の給付 (件)	1,938,380	1,681,463	1,766,235	1,737,096	1,698,315
(千円)	29,989,648	28,098,296	29,612,747	28,841,752	28,328,789
療養費 (件)	52,983	41,841	42,203	41,090	38,876
(千円)	359,885	305,996	309,778	301,524	277,782
高額療養費 (件)	89,274	83,246	88,007	84,196	81,978
(千円)	4,227,413	4,112,895	4,300,143	4,180,921	4,267,290

※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より抜粋。

※療養費には移送費、高額療養費には高額介護合算療養費を含む。

6 高額療養費貸付

区分 \ 年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
貸付額 (円)	18,135,200	15,245,100	12,372,400	11,419,600	13,372,100
件数 (件)	100	93	90	77	66
1 件当たりの貸付 (円)	181,352	163,926	137,471	148,306	202,608

7 出産費資金貸付

区分 \ 年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
貸付額 (円)	0	0	0	0	0
件数 (件)	0	0	0	0	0
1 件当たりの貸付 (円)	0	0	0	0	0

8 付加給付の状況

年度 区分		令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
出産育児一時金	1 件当たり (円)	404,000 420,000	404,000 420,000	404,000 408,000 420,000	404,000 408,000 420,000	404,000 408,000 420,000 488,000 500,000
	件数 (件)	46 353	47 316	26 0 318	20 20 249	2 11 16 18 230
	金額 (円)	166,844,000	151,708,000	144,064,000	120,820,000	135,800,000
	金額 (円)	166,844,000	151,708,000	144,064,000	120,820,000	135,800,000
葬祭費	1 件当たり (円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	件数 (件)	710	736	716	704	710
	金額 (円)	35,500,000	36,800,000	35,800,000	35,200,000	35,500,000
傷病手当金	1 件当たり (円)	—	69,130	47,152	35,396	30,783
	件数 (件)	—	11	55	280	35
	金額 (円)	—	760,425	2,593,381	9,911,001	1,077,416

※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より抜粋。

※令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度未加入医療機関での出産の場合の出産育児一時金は 408,000 円である。

※令和 5 年 4 月 1 日より産科医療補償制度未加入医療機関での出産の場合の出産育児一時金は 488,000 円である。

※令和 2 年度から令和 5 年 5 月 7 日まで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その治療のため労務に服することができなかった期間に被用者等に対し傷病手当金を支給していた。

9 国民健康保険運営協議会

被保険者代表 5 人、医療担当代表 5 人、公益代表 5 人及び被用者保険等保険者代表 2 人の計 17 人で構成している。

5 後期高齢者医療制度

【国保年金課】

1 沿革

平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法案が成立し、平成 20 年 4 月から高齢者の医療の確保に関する法律により、75 歳以上と一定の障害があると認定された 65 歳以上 75 歳未満の人が加入する後期高齢者医療制度が創設された。後期高齢者医療制度の運営主体（保険者）は、千葉県後期高齢者医療広域連合となり、市は保険料の徴収、

被保険者証の引渡し、申請や届け出の受付等を行う。

2 被保険者

3 財政の状況

年度	被保険者数	
	年間平均（人）※	年度末（人）
令和元	77,750	78,994
令和2	79,711	80,129
令和3	81,192	82,755
令和4	84,766	86,592
令和5	88,147	89,451

区分	後期高齢者医療事業 特別会計（千円）
令和元年度決算額	7,482,507
令和2年度決算額	8,064,606
令和3年度決算額	8,159,301
令和4年度決算額	8,605,095
令和5年度決算額	8,862,912

※4月から翌年3月までの各月末人数の平均

4 保険料率

区分 年度	応能割	応益割	限度額（万円）
	所得割（%）	均等割（円）	
令和元	7.89	41,000	62
令和2	8.39	43,400	64
令和3	8.39	43,400	64
令和4	8.39	43,400	66
令和5	8.39	43,400	66

※保険料率等は千葉県後期高齢者医療広域連合が決定

6 国民年金

【国保年金課】

1 沿革

昭和34年に国民皆年金をめざし創設された国民年金制度は、同年11月に福祉年金の支給が開始され昭和35年10月に拠出年金の適用事務、昭和36年4月に保険料徴収事務が発足して半世紀以上が過ぎた。

この間、数次にわたる年金給付水準の引き上げ、物価スライド制の導入などの改善が行われ制度骨格が築かれた。

さらに国民年金制度は、昭和61年4月より全国民を対象とした各制度共通の基礎年金として再構築され、平成3年4月には、それまで任意加入者であった20歳以上の学生も強制加入となった。

また、これまで、国民年金・厚生年金・共済組合の加入者の記録はそれぞれの制度ごとに独自の番号で管理されていたが、平成9年1月よりすべての年金制度に共通した基礎年金番号によって管理されるようになった。

そのような状況の中、公的年金を取りまく社会経済の低迷と高齢化が進展したことから、給付と負担のバランスを図るため5年ごとの財政再計算により長期的な安定した制度とするため国民年金法等が改正された。

健康部

そして、平成 12 年度からは地方分権一括法の施行によりこれまで機関委任事務として実施していた国民年金事業は、国が直接行う事業となり市町村は各種届け出の受付等を法定受託事務として行うことになり、国民年金保険料についても平成 14 年度から国へ直接納付することになった。

平成 22 年 1 月 1 日には社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足することになった。また、平成 27 年 10 月に被用者年金制度の一元化により共済年金が厚生年金に統一化された。

なお、令和 5 年度の本市の状況は、被保険者数 111,975 人、受給者数（福祉年金含む）155,710 人、支給年金額（福祉年金含む）約 1,068 億 9,200 万円となっている。

2 拠出年金

国民年金に加入しなければならない人は、20 歳以上 60 歳未満の人で、次のとおり。

○第 1 号被保険者

農林漁業や自家営業に従事する人、学生、無職の人等で第 2 号及び第 3 号被保険者に該当しない日本国内に住所を有する人。

○第 2 号被保険者

会社員や公務員で厚生年金の被用者年金に加入している人。

○第 3 号被保険者

第 2 号被保険者の被扶養配偶者。また、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金がそれぞれの受給要件を満たすことにより支給される。

○拠出年金被保険者数及び支給状況（資料提供：船橋年金事務所）

区分 年度	加入者総数	受給状況					
		老齢	障害	遺族	寡婦	総数	支給年金額(千円)
令和元	119,063	144,635	3,740	928	25	149,328	98,892,440
令和 2	118,951	145,795	3,859	935	26	150,615	100,224,524
令和 3	117,911	146,279	4,058	951	29	151,317	100,882,018
令和 4	114,288	146,092	4,232	944	28	151,296	100,754,117
令和 5	111,975	146,088	4,422	942	28	151,480	103,175,930

3 無拠出年金（福祉年金）

老齢福祉年金は、国民年金施行時すでに高齢であった者（明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた者）に支給する年金。

障害基礎年金は、国民年金施行時すでに身体障害者であった者および 20 歳になる前に身体障害者となった者等に支給する年金。昭和 61 年 4 月の法改正により、障害福祉年金受給者には障害基礎年金が支給されるよう改められた。

○無拠出年金被保険者数及び支給状況（資料提供：船橋年金事務所）

区分年度	老齢福祉	障害基礎	総数	支給年金額(千円)
令和元	0	3,637	3,637	3,164,914
令和 2	0	3,802	3,802	3,305,729
令和 3	0	3,940	3,940	3,415,703
令和 4	0	4,079	4,079	3,519,583
令和 5	0	4,230	4,230	3,715,996

7 船橋市立看護専門学校

【看護専門学校】

1 設置の経緯

医療供給体制を確立するには、医療施設の整備と医療スタッフの確保を図ることが必要であるが、医療スタッフを構成する看護職員は全国的に不足し、その養成確保を図ることが急務となっている。

本市においては、かねてより、より充実した医療供給体制を確立するため、医療センターの増床を計画するとともに、あわせて、看護職員確保に向けて看護学校の設置を含め、その方策を検討してきた。

看護職員の確保は医療センターのみならず、船橋地域の医療機関全体の問題として必要不可欠な行政課題であるとの結論に達し、市自らが看護職員を養成確保することとした。そこで、昭和 63 年 10 月に看護学校整備計画の立案に着手し、平成元年 4 月には保健衛生部内に看護学校開設準備室を設置し、2 年間の開設準備期間を経て、平成 3 年 4 月に県内で初めての市立看護専門学校を開校した。

2 施設概要

- 所在地 金杉 1 丁目 28 番 7 号
- 敷地面積 5,852.92 m²
- 校舎 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 4 階建 3,388.45 m²（渡り廊下含む）
- 体育館 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 2 階建 1,666.62 m²

3 教育目的

「看護職として必要な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性を養い、専門職業人として社会に貢献できる看護師として育つ」ことを教育目的としている。

4 卒業生

平成 5 年度	第 1 回生	36 名
平成 6 年度	第 2 回生	38 名
平成 7 年度	第 3 回生	41 名
平成 8 年度	第 4 回生	37 名
平成 9 年度	第 5 回生	38 名
平成 10 年度	第 6 回生	40 名
平成 11 年度	第 7 回生	39 名
平成 12 年度	第 8 回生	37 名
平成 13 年度	第 9 回生	37 名
平成 14 年度	第 10 回生	33 名
平成 15 年度	第 11 回生	38 名
平成 16 年度	第 12 回生	37 名
平成 17 年度	第 13 回生	40 名
平成 18 年度	第 14 回生	38 名
平成 19 年度	第 15 回生	37 名

平成 20 年度	第 16 回生	42 名
平成 21 年度	第 17 回生	32 名
平成 22 年度	第 18 回生	35 名
平成 23 年度	第 19 回生	37 名
平成 24 年度	第 20 回生	41 名
平成 25 年度	第 21 回生	48 名
平成 26 年度	第 22 回生	33 名
平成 27 年度	第 23 回生	41 名
平成 28 年度	第 24 回生	41 名
平成 29 年度	第 25 回生	42 名
平成 30 年度	第 26 回生	38 名
令和元年度	第 27 回生	42 名
令和 2 年度	第 28 回生	40 名
令和 3 年度	第 29 回生	39 名
令和 4 年度	第 30 回生	35 名

令和 5 年度	第 31 回生	43 名
---------	---------	------

8 母子保健事業

【地域保健課】

母子保健は市民にとって生涯を通じた健康づくりの出発点でありきわめて重要な事業である。

このため、母親並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、両親学級、乳児健康相談、妊婦健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、妊産婦・乳児健康診査等を実施している。

また、近年増えている核家族化や地域のつながりが薄れている中で母子を支援するための相談や教育等を行っている。

1 母子健康手帳の交付

妊娠届に基づき全ての妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学までの一貫した健康管理と母性意識の向上を図っている。

○令和5年度実績 交付件数：4,559件

2 妊婦健康相談

母子健康手帳交付時に妊婦に対し保健師または助産師が個別に面接し、妊婦の持つ問題点や心配事等を把握し、母子保健制度の活用を促し、正しい知識の普及を図るとともに、安心して出産にのぞめるように支援している。

○令和5年度実績 相談者数：4,351人

3 両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習やグループワーク等により、夫婦が協力して子育てや家庭づくりができるように促している。

○令和5年度実績 実施回数：72回 受講者延人数：1,248人

4 産前・産後サポート事業（多胎児妊産婦の交流会）

多胎児の妊産婦を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職とボランティアが、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行う。あわせて、地域の親同士の仲間づくりを促す。

○令和5年度実績

教室名	実施回数	利用者数
マタニティクラス（妊婦のみ）	12回	19人
ママクラス（親子）	12回	44組

5 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14回分を妊婦に交付し医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促している。

○令和5年度実績 総受診件数：51,736件

6 新生児聴覚スクリーニング検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和3年度より新生児聴覚スクリーニ

ング検査の費用を一部助成している。

○令和 5 年度実績 助成件数：3,803 件

7 産婦健康診査

産後初期における母子への支援を強化するため、出産後間もない時期に産婦への健康診査費用の一部を助成している。

○令和 5 年度実績 総受診件数：6,616 件

8 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事・育児等の支援が受けられない母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を実施している。

○令和 5 年度実績

内容	利用者数
宿泊型	193
通所型	36
訪問型	29

9 妊産婦・新生児・低体重児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業

平成 19 年度からこんにちは赤ちゃん事業として、原則生後 60 日までの乳児のいる全家庭に、看護師や助産師又は保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供、適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っている。なお、従来から実施している妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこんにちは赤ちゃん事業に含まれる。

○令和 5 年度実績

内容	件数
妊産婦数	4,035
新生児・低体重児数	2,566
赤ちゃん訪問数	1,520

10 4 か月児健康相談

発育・発達の節目である生後 4 か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるように支援している。※新型コロナウイルス感染症の影響により集団での開催は実施せず。予約制の 4 か月児健康相談と窓口個別相談を併用実施していたが、令和 5 年度 10 月から集団での 4 か月児健康相談を再開。

○令和 5 年度実績 実施回数：174 回

相談者数：3,551 人(来所者数（集団・予約制）：2,899 人，窓口個別相談：434 人，家庭訪問による対応：218 人)

11 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、生後 3～6 か月、9～11 か月の時期の医療機関で受診する健康診査により、異常の早期発見や早期治療、適切な療育を促している。

○令和 5 年度実績 総受診件数：7,470 件

健康部

12 健康教育

子どもの健康・育児などについて学習する機会として、地域で行う「地区健康教育」や「健康講座」を行い、参加者に対し乳幼児の事故防止等について学ぶ機会を提供している。

○令和 5 年度実績 参加者数：2,756 人

13 健康相談

子どもの発達や健康に関して個別の相談に応じ、指導・助言を行う。

○令和 5 年度実績

方法	相談者数
健康相談	646
窓口面接相談	249
電話相談	695

14 1 歳 6 か月児健康診査

発達のめやすが比較的容易に得られやすい 1 歳 6 か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療を図ると共に、適切な療育を促している。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施している。※新型コロナウイルス感染症の影響により日曜日健診を中止していたが、令和 5 年度 11 月より再開。

○令和 5 年度実績 健診者数：4,079 人

15 親子教室

1 歳 6 か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や保護者への継続的指導を通して、親子関係の改善や児の発達を促している。

○令和 5 年度実績 参加者数：315 人

16 3 歳児健康診査

身体発育、精神発達の面から特に重要な 3 歳の時期に総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な療育を促している。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施している。※新型コロナウイルス感染症の影響により日曜日健診を中止していたが、令和 5 年度 10 月より再開。

○令和 5 年度実績 健診者数：4,329 人

17 保健師による家庭訪問

妊産婦や乳幼児等のいる家庭に保健師が訪問し、心配事や不安を解消し、安心して子育てができるよう支援している。

※新生児・低体重児訪問の一部を含む

○令和 5 年度実績 延訪問指導者数：3,707 人

18 養育医療

出生時 2,000g 以下または医師が未熟児と診断した児が指定医療機関に入院治療する場合の医療の給付を

行っている。

○令和 5 年度実績

新規申請者数	給付者数	給付件数
95	97	532

19 自立支援医療（育成医療）

身体に機能障害がある児童が指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）をする場合の医療の給付を行っている。

○令和 5 年度実績

新規申請者数	給付者数	給付件数
25	32	96

20 療育医療（結核児童）

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っている。

○令和 5 年度実績

新規申請者数	給付者数	給付件数
0	0	0

21 特定不妊治療費助成

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受ける夫婦を対象にその治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。（令和 4 年度の保険適用経過措置治療分をもって令和 5 年 9 月 30 日廃止）

○令和 5 年度実績 助成延件数：6 件

22 不妊・不育専門相談

不妊症や不育症に関することについて、産婦人科医師による面接相談、助産師による面接相談と電話相談を行う。

○令和 5 年度実績 相談件数：12 件

23 不育症検査助成

不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に検査費用の一部を助成する。

○令和 5 年度実績 助成件数：0 件

24 出産・子育て応援事業

令和 5 年 2 月より国の事業として開始。これまで実施してきた保健師等の専門職による「伴走型相談支援」のさらなる充実と「経済的支援」を一体的に実施する。

○令和 5 年度実績（経済的支援） 支給件数：8,506 件

健康部

○令和 5 年度実績（伴走型相談支援）

方法	件数
窓口面接相談	183 件
オンライン面接相談	27 件
地区担当保健師支援	125 件

25 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努める。

○令和 5 年度実績 相談延件数：3,744 件（※出産・子育て応援事業伴走型支援含む）

26 母子保健ボランティア養成講座

市民の積極的な参加のもとに、母子保健事業の充実と、母子保健の向上に寄与することを目的とし、船橋市母子保健ボランティアを置くため養成講座を実施。

○令和 5 年度実績 開催回数：1 回 受講者数：6 人

9 成人保健事業

【地域保健課】

人口の高齢化や都市化の進展などに伴って、健康に影響を与える要因は複雑かつ多様化してきており、運動不足や栄養の偏りから糖尿病や高血圧、脂質異常症等の生活習慣病が増加するなどの問題が生じている。

生活習慣病の予防は、健康意識の向上や生活習慣の改善、疾病の早期発見、早期治療が必要であり、これらを促進するため、各人の健康づくりの自覚と意識の向上を促すための教育、健康の保持増進のための相談や訪問など各種事業を推進している。

1 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、健康増進、疾病の予防、合併症の予防のため実施している。

○令和 5 年度実績 実施回数：9 回 受講延人数：109 人

2 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、各方面から健康を見直すための講座を開催している。

○令和 5 年度実績 実施回数：15 回 受講延人数：188 人

3 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、運動習慣定着のきっかけをつくる場を提供している。

○令和 5 年度実績 実施回数：96 回 受講延人数：1,410 人

4 地区における健康教育

健康づくりや、生活習慣病予防など地区住民の要望をとり入れて、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら行っている。

○令和 5 年度実績 実施回数：194 回 受講延人数：4,265 人

5 成人健康相談

生活習慣病予防や健康づくりなど、健康全般について個別に相談を行っている。各公民館・自治会館、集会所等で定期的に実施しているものもある（40 歳未満も含む）。

○令和 5 年度実績 実施回数：230 回 相談延人数：1,313 人

6 保健師による家庭訪問

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方など対象に合わせた保健指導を実施している。

○令和 5 年度実績 訪問指導延人数：26 人

7 公園を活用した健康づくり事業

市民が身近な公園で手軽に出来る運動習慣を身につけるとともに、自主的な健康づくりを推進している。

○令和 5 年度実績 実施回数：7,203 回 参加者延人数：175,909 人

8 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築する。

○令和 5 年度実績

	実施回数
協議会	1 回
作業部会	1 回

9 自殺対策事業

（1）ゲートキーパー研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談先へつなげ、見守る人を養成するゲートキーパー研修等を行うことで市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め、自殺対策を推進する。

○令和 5 年度実績 実施回数：5 回

	受講人数
民生委員児童委員・市内在勤、在住 20 歳以上の方	100 人
市役所新規採用職員	116 人
船橋薬剤師会会員	17 人
大学教職員	29 人
市役所全職員(教職員含む) ※e ラーニングにて実施	10,167 人

（2）SNS 相談@船橋

心の不調や生活の不安などを SNS で相談できるように、LINE を活用した SNS 相談事業を実施している。

健康部

○令和 5 年度実績 延相談成立者数：1,827 人

10 受動喫煙防止対策事業

望まない受動喫煙をなくすため、市民や事業所へ周知啓発を行うとともに、義務違反内容を把握した場合は適切な助言指導・勧告等を行う。

○令和 5 年度実績 陳情・相談対応件数：71 件

11 熱中症予防対策事業

熱中症警戒アラートが発表された場合に、市民へ周知し、予防行動を促す。

○令和 5 年度熱中症警戒アラート発表状況

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	計
回数	0	0	0	12	18	4	0	34

12 健康ポイント事業

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント事業を平成 30 年 10 月から開始した。

日常的な生活の中での歩数や運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得。スマートフォンアプリや市内に設置した専用端末から歩数データを送信するなどして貯めたポイントに応じて、特典との交換につながる事業である。

○令和 5 年度実績 参加登録者数：6,677 人 すこちゃん手帳配布数：7,500 冊

13 成人歯科健康診査

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20 歳・30 歳・40 歳・50 歳・60 歳・65 歳・70 歳の市民に実施している。

○令和 5 年度実績

受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
3,190	279	788	2,123

10 栄養保健事業

【地域保健課】

乳幼児期からの生活習慣病の予防を促すために、日常の健康管理の重要性と「栄養・運動・休養」のバランスのとれた生活習慣を見直して「自分の健康は自分でつくる」という意識づけを、母子保健事業・成人保健事業・食育推進事業・食生活改善推進事業を通して実施している。

1 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児からの生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要である。4 か月児健康相談や1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのための栄養相談や栄養指導を行っている。さらに、継続した支援を行うために個別に家庭訪問等による栄養指導を実施している。

○令和 5 年度実績

内容	実施回数	参加延人数
地区教育	28	447
4 か月児健康相談	126	2,219
1 歳 6 か月児健康診査	74	950
3 歳児健康診査	74	446
母子地区栄養相談	27	228
訪問栄養指導（面接等含む）	—	323
窓口栄養相談	—	215

2 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育や健康相談などの各事業を通して、健康の保持増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っている。

また、保健事業の参加者で必要な方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために、継続的な栄養指導を行っている。

○令和 5 年度実績

内容	実施回数	参加延人数
糖尿病教室	9	109
地区健康教育	35	712
なんでも食事相談	21	51
成人栄養相談	8	118
訪問栄養指導（面接等含む）	—	47
窓口栄養相談	—	38
C K D 教室	4	71

3 食育推進事業

乳幼児期から食べることの意義や一人ひとりが自分自身で健康を守ることを理解し、豊かな食生活を営むことができる能力を育てることにより、規則正しい食生活の確立とともに心の健全な育成を図っている。

○令和 5 年度実績

内容	実施回数	参加者数
食育ミニ相談	36	205
食育講座	47	366
歯っぴいフッ化物塗布事業	2	201
シェフズクッキング（動画にて公開）	—	* ¹ 285
健康づくり公開講座	1	83
健康まつり等イベント	2	290

*¹：動画再生回数

健康部

4 食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）

市民の野菜摂取量増加につながる取り組みを行う飲食店、弁当店、惣菜店、八百屋、直売所等を登録し、旬の野菜や船橋産の農産物を摂取しやすい環境整備の推進を図るとともに市民の健康づくりを支援する。

○令和5年度実績 登録店舗数：109店舗

5 食育展

市内における食育を推進するため、庁内食育関係各課及び市内食育関係団体等との連携により、6月の食育月間にパネル展示やイベント等による食育展を開催している。

○令和5年度実績 出展数：9課・7団体

6 食生活改善推進事業

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた上で、地域の中で活動する食生活サポーターを養成し、行政と協働で地域の食生活改善の啓発活動を実施している。

○令和5年度実績

内容	実施回数	参加延人数
食生活サポーター養成講座・研修会	25	221
食生活サポーターの活動	64	1,647

11 歯科保健事業

【地域保健課】

人口の高齢化が進む中で、将来に向けて乳幼児から歯の健康づくり対策を継続的かつ系統的に推進することが必要である。歯・口腔の健康を保つには予防が大切であり、歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発、歯科疾患の早期発見や歯・口腔の機能の保持増進に努め、生涯にわたり自分の歯で食事ができるよう促している。

1 妊婦歯科健康診査

歯科疾患が重篤化しやすい妊娠期に、協力歯科医療機関にて実施している。

○令和5年度実績

受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
1,432	185	78	1,169

2 1歳6か月児歯科健康診査

1歳6か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもある。口腔内では乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、むし歯、口腔内異常の早期発見、予防の指導及び相談を実施している。

○令和5年度実績 実施回数：74回 受診者数：3,884人

3 幼児歯科指導（こどもの歯科相談、2歳6か月児歯科健康診査）

0歳から3歳未満までの幼児には、むし歯予防の相談を実施し、2歳6か月児に対しては、歯科健診およ

びフッ化物歯面塗布（希望者）を実施している。

○令和 5 年度実績 実施回数：104 回 参加者数：2,907 人

4 3 歳児歯科健康診査

3 歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張をできるようになり、乳歯のむし歯の急増期にあたる。また、1 人当たりのむし歯の本数も多くなることから、むし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しゃぶり等による咬合異常の発見、予防の指導及び相談を実施している。

○令和 5 年度実績 実施回数：74 回 受診者数：4,155 人

5 3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業

保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して 3 歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともに、フッ化物歯面塗布（希望者）を実施している。併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進している。

○令和 5 年度実績 実施回数：2 回 参加者数：109 人 保護者：100 人

6 療育支援課施設歯科指導及び歯科健診

療育支援課施設（東・西マザーズホーム、親子教室）に通園している児に、歯科健診・歯みがき指導、フッ化物塗布を行っている。

○令和 5 年度実績 実施回数：12 回 実施延人数：117 人

7 私立保育園・認定こども園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を対象に歯みがき指導を行っている。

○令和 5 年度実績

区分	実施回数	実施人数
私立保育園・認定こども園	30	816
私立幼稚園	10	510

8 歯科衛生士による家庭訪問事業（面接・電話相談を含む）

介護保険認定外の在宅虚弱者や幼児等に歯に関する相談・指導を実施している。

○令和 5 年度実績 延人数：75 人

9 フッ化物洗口事業

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集団的・継続的に行うことにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、市立小学校において実施している。

○令和 5 年度実績 実施施設数：54 校 実施実人数：27,242 人

10 その他

○令和 5 年度実績

内容	回数	延人数
成人健康教育・相談	46	653
母子健康教育・相談	64	807

健康部

4 か月児健康相談 個別	53	698
集団	66	1,161
市立特別支援学校	2	78
イベントでの歯科相談等	1	153
歯・口の健康啓発事業	2	2,657
食育講座	47	366
糖尿病教室	3	41

※その他、成人・母子窓口歯科相談を行っている。

※令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により内容を一部変更して実施

12 保健センター

【地域保健課】

本市では、健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、乳幼児健診等保健サービスを総合的に実施する拠点として、市内の 4 か所に保健センターを設置し、市民の身近な場で保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、生涯を通じた健康づくりを目指した施策を推進している。

1 施設の概要

施設の名称		所在地	延床面積
保健センター	①中央保健センター	船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター内 1、3 階	1,242.34 m ²
	②東部保健センター	船橋市薬円台 5-31-1 社会福祉会館内	1,366.47 m ² (共用部分含む)
	③北部保健センター	船橋市三咲 7-24-1 北部福祉会館内	1,055.84 m ² (共用部分含む)
	④西部保健センター	船橋市本郷町 457-1 西部消防保健センター内	1,849.06 m ² (共用部分・1 階駐車場等含む)

13 特定健康診査・特定保健指導の実施

【健康づくり課】

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加している。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられた。本市においては平成 20 年 3 月に第 1 期、平成 25 年 3 月に第 2 期、平成 30 年 3 月に第 3 期、令和 6 年 3 月に第 4 期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施している。

※医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体。

○船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

※船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第 4 期 令和 6 年度～令和 11 年度）より

○船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告数値）

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
令和 4 年度	72,336 人	30,328 人	41.9%	3,216 人	970 人	30.2%

※令和 5 年度実績の確定時期は令和 6 年 11 月のため現在未集計

14 各種検診

【健康づくり課】

1 胃がん検診

40 歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○胃部 X 線検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 5 年度	2,385	205

○胃部内視鏡検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 5 年度	6,981	51

2 子宮頸がん検診

20 歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○頸部細胞診

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 5 年度	26,357	616

3 乳がん検診

30 歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

健康部

○超音波検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和5年度	4,861	125

※30歳代の偶数年齢が対象。

○マンモグラフィ検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和5年度	21,097	2,090

※40歳以上の偶数年齢が対象。

4 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○胸部エックス線検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）	喀痰細胞診（人）
令和5年度	76,824	2,642	1,249

5 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○便潜血検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和5年度	64,883	4,306

6 前立腺がん検診

50歳以上の5歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○前立腺特異抗原検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和5年度	5,434	650

7 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く）を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自身が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施している。

○HCV抗体検査・HBs抗原検査

区分 年度	HCV抗体検査		HBs抗原検査	
	受診者数（人）	要精密検査（人）	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和5年度	6,559	10	6,553	26

8 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等、抗体価の低い妊婦の配偶者等である市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、先天性風しん症候群の発生を予防することを目的として実施している。

区分 年度	受診者数（人）	免疫なし（人）	免疫あり（人）
令和5年度	973	447	526

9 風しん抗体検査（追加的対策）

公的な定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、風しんのまん延の予防及び先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施している。

区分 年度	受診者数（人）	免疫なし（人）	免疫あり（人）
令和5年度	2,025	434	1,591

15 予防接種業務

【健康づくり課】

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核・Hib感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・水痘・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）の定期接種を実施している。

なお、令和4年度より子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの積極的勧奨を再開するとともに、積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方へ、接種機会を確保するためキャッチアップ接種を実施した。

また、1歳の子に対するおたふくかぜ任意予防接種の費用助成や、風しんの抗体価が十分でない妊娠を希望する人等に対する風しん予防接種の費用助成等を、市独自に実施している。

○乳幼児定期接種（単位：人）

区分 年度	ロタ	B型肝炎	BCG	日本脳炎	MR （※1）	Hib （ヒブ）	小児用 肺炎球菌	三種混合 （※2）	四種混合 （※3）	ポリオ	水痘
令和5年度	9,736	12,147	3,946	15,235	8,734	16,268	16,303	3	17,406	1	7,958

（※1）麻しん・風しん混合

（※2）ジフテリア・百日せき・破傷風

（※3）ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合

健康部

○児童・生徒定期接種（単位：人）

区分 年度	日本脳炎	二種混合 (※4)	HPV (※5)
令和 5 年度	6,225	4,736	10,110

(※4) ジフテリア・破傷風混合

(※5) キャッチアップ接種（積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃した方への接種機会の確保）
5,772 人含む

○高齢者等定期接種（単位：人）

区分 年度	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌 (※6)	風しん 5 期
令和 5 年度	102,420	3,219	375

(※6) 任意接種 594 人含む

○おたふくかぜ任意予防接種費用助成利用者数（単位：人）

区分 年度	利用者数
令和 5 年度	3,831

○特別の理由による再接種費用助成事業利用者数（単位：人）

区分 年度	利用者数
令和 5 年度	4

○風しん予防接種費用助成事業利用者数（単位：人）

区分 年度	妊娠を希望 する人	妊娠を希望する 人の配偶者等	抗体価が低い妊娠 中の人の配偶者等
令和 5 年度	428	104	53

16 ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業

【健康づくり課】

1 内容

ア 高齢者がいつまでもいきいきとした生活を続けられるよう、高齢者自らが自発的に健康の保持増進や介護予防を図り、健康寿命の延伸や、生活の質の向上につなげることを目的として実施する。

イ 「市民相互の支えあい」により健康や介護予防に関する意識を高めるものとして、「市民が市民に体操を教える」ことを基本とする。

ウ 市民に体操を教える「体操指導士」を市民の中から募って養成するための「体操指導士養成講習会」を実施する。65 歳以上人口の約 100 人に 1 人の割合で指導士を養成することを目標にする。

エ 「ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会」を設立し、指導士間のネットワークの体制づくり、情報交換、交流の拠点づくりを行う。

2 令和5年度の事業内容

【体操普及事業】

内容	会場	実施回数（回）	延参加人数（人）
体操教室	公民館等	292	9,127
	出前講座	21	539
	その他	2	47
内容	開催場所（箇所）	延指導士人数（人）	延参加人数（人）
体操指導士主催教室	75	4,079	18,417

【体操指導士養成事業】

内容	コース	養成指導士数（人）
初級指導士養成講習会	2	67

17 一般介護予防事業

【健康づくり課】

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業で構成されており、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援及び普及・啓発を行うとともに、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげることを行っている。

18 新型コロナウイルスワクチン接種事業

【健康づくり課】

令和5年度は、昨年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、新型コロナウイルスワクチンの臨時予防接種を実施した。

○接種実績（令和5年度に新たに接種を開始した主なもの）

対象	対象者数	接種者数	接種率
令和5年春開始接種（12歳以上）※1	580,452人	102,429人	17.6%
令和5年秋開始接種（生後6か月以上）※2	645,730人	142,523人	22.1%

※1 令和5年5月8日から令和5年9月19日まで実施

※2 令和5年9月20日から令和6年3月31日まで実施